

目的・概要

沖縄での設立企業を増やし、貿易を盛んにするために、特別な制度が用意された地域として「自由貿易地域」と「特別自由貿易地域」があります。この地域で活動する企業は、少ない負担で事業が始められるように考慮された制度や、外国から輸入した材料を使って製品を製造する場合に税金の負担が少なくなる制度など、国内でも最も優遇された制度を受けることができるようになっており、企業が進出しやすい工夫がなされています。

自由貿易地域の条件

- ・ 沖縄の産業と貿易を盛んにするために必要な地域

特別自由貿易地域の条件

- ・ 企業の立地が進んでいない地域
- ・ 決められた規模以上の面積がある地域
- ・ ある程度の従業員を雇用できる企業を集めることで、沖縄の産業と貿易が盛んになる地域



自由貿易地域・特別自由貿易地域のメリット

自由貿易地域に入居した企業は、税金や資金について特例を受けることができます。

特別自由貿易地域では、情報通信産業特別地区、金融業務特別地区と並んで**35%の所得控除制度**の適用を受けることができます。

主な優遇措置には以下のものがあります。

国税

・20人以上雇用している企業は、10年間は**法人税**の対象所得から**35%の控除**が受けられます。*特別自由貿易地域に適用
 ・**機械や建物**などの投資額の一定割合が法人税から控除されます。

関税

外国から輸入した物品には、自由貿易地域から国内に出荷されるまで**関税を保留**しておくことができます。

保税工場で製造された製品を国内に搬出するときにかかる関税は、原材料の時に課税する場合と、完成した製品に課税する場合の**どちらか低い方を選ぶ**ことができます(なお、米、豚肉など特定品目は除かれます)。

地方税

地方税の一部が**免除・軽減**されます。

融資

沖縄振興開発金融公庫では、貸付利率など特別の貸付制度を用意しています。

< 優遇措置の詳細 >

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	所得控除制度* (1)	特別自由貿易地域において新たに設立された常時雇用者数20名以上の企業について、新設後10年間、所得の35%につき、法人税の課税所得から控除
	投資税額控除制度* (2)	地域内に設備の新增設を行った企業において機械15%、建物8%について法人税から控除(法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円)投資下限額は1000万円(建物、機械及び装置など)
	特別償却制度* (3)	機械50%、建物25% 投資下限額は1000万円(建物、機械及び装置など)
関税	関税の課税の選択制の適用	特定品目を除き原料課税又は製品課税の選択が可能
	保税地域制度	外国に再輸出される外国貨物には、関税・内国消費税の課税を免除 外国貨物を蔵置している間は、関税・内国消費税の課税が免除(関税等の繰り延べ) 地域内において保税貨物の品質検査を行い、不良品の滅却処分が可能であり、その分の関税等を軽減することが可能
	保税許可手数料の軽減	保税手続の際、許可申請の手数料が軽減されます
地方税	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます(県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます)
	特別土地保有税の非課税	地域内に製造業等の事業のために土地を取得して、設備を新增設した場合、特別土地保有税が非課税になります
その他	融資	貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定されます

* 所得控除制度(1)は、特別自由貿易地域に適用
 また、(1)、(2)、(3)のいずれか1つを選択

対象となる企業

対象となるのは、以下の業種に属する企業です。

- ・ 製造業
- ・ 道路貨物運送業
- ・ 倉庫業
- ・ こん包業
- ・ 卸売業

ただし、所得控除制度の対象は製造業、倉庫業、こん包業です。

自由貿易地域・特別自由貿易地域内での事業

自由貿易地域、特別自由貿易地域では、以下の事業を行うことができます。

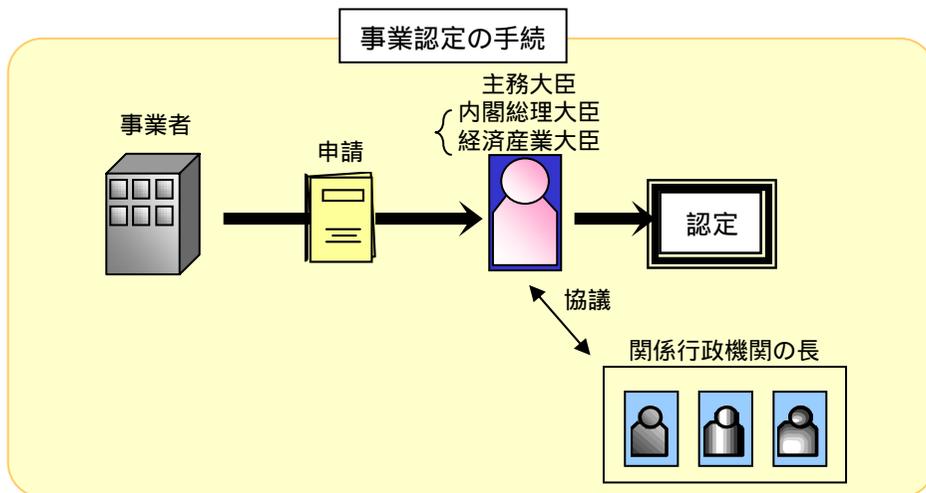
加工	原材料や部品などを外国・国内から搬入し、加工、組立、製造を行った製品を海外・国内へ出荷する
蔵置	外国からの貨物を、関税や消費税を課さない状態(保税)で保管し、必要に応じて海外・国内へ出荷する
こん包	外国製品の点検や改装などを行い、法律や顧客のニーズに合うように商品を仕上げる
展示	外国から搬入した商品や、地域内で製造した商品を展示して、マーケティング活動をする

< 事業の仕組み >



事業認定の手順

自由貿易地域及び特別自由貿易地域に立地し、事業を行うためには、以下の手順を行って、事業認定を受ける必要があります。



特別自由貿易地域活性化事業を行う法人

特別自由貿易地域の入居企業のサポートを行い、活性化を進める事業を行う法人を県知事が認定することができます。

この法人は、地方公共団体が出資している第三セクターであることとされています。

特別自由貿易地域の管理運営に携わる法人の主な業務として、以下のものが定められています。

製造業等の事業場（賃貸工場等）の設置・運營業務

企業の創業・操業の支援業務

貿易振興に役立つ施設の設置・運營業務

製造業等の事業場（賃貸工場等）の設置・運營業務



企業の創業・操業の支援業務



相談
手続支援
企業の紹介
など



貿易振興に役立つ施設の設置・運營業務

